

家畜共済小委員会報告

諮問事項

家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準、その薬価の算定方法及び収載する医薬品について

家畜共済薬価基準小委員会（開催日時：平成19年1月29日～30日、座長：田口専門委員）において調査審議を行い、以下のとおりの結論を得た。

(1) 収載基準

諮問どおりとする。

(2) 薬価の算定方法

諮問どおりとする。

ただし、成分が同一の医薬品については、諮問の算定方法を踏まえた上で、規格・単位に応じて医薬品間の薬価の是正を図ること。

(3) 収載する医薬品

ア 「(1) 収載基準」に基づき、諮問のあった医薬品のすべてについて調査審議を行った結果、諮問にあった医薬品については、諮問どおりとする。

プロゲステロン腔内挿入薬並びにイベルメクチン注射薬及び外用薬について、収載の是非について調査審議を行った結果、疾病予防薬及び寄生虫駆除薬に該当するものとして、不収載とすることが望ましいこと。

一方、調剤を要する医薬品のうち、近年購入実績のない医薬品については、診療所への調査の結果、収載を希望する意見があることから、収載とすることが望ましいこと。

イ その結果、収載を妥当とするものは次のとおり。

注 射 薬	4 5 8 品目
内 用 薬	1 6 9 品目
外 用 薬	7 5 品目
注入・挿入薬	4 9 品目
合 計	7 5 1 品目

ウ 製造販売中止等の理由により収載されなくなる医薬品のうち、診療施設においていまだ在庫があり、また、在庫があれば給付されることが適当であると考えられる医薬品については、平成19年6月30日までに限って適用することが望ましいこと。

エ 調剤を要する医薬品（局方医薬品等）の薬価基準表への収載の可否については、今後、医薬品購入実態調査及び診療所への調査を通じて、それらの使用実態を把握し、不収載とする基準を明確にした上で、調査審議を行う必要があると考える。

(4) その他

製造販売承認の承継又は会社の統合等により製造販売会社名が変更になった場合にも、同一医薬品であれば給付対象となるように措置を講ずること。

食料・農業・農村政策審議会経営分科会農業共済部会
家畜共済小委員会 専門委員名簿（五十音順、敬称略）

氏 名

所

属

あんどう
安藤

しげる
茂

前社団法人日本動物用医薬品協会理事

いなにわ
稲庭

まさのり
政則

社団法人群馬県獣医師会会長

すずき
鈴木

ようこ
洋子

神奈川県農業共済組合家畜部長

◎ たぐち
田口

きよし
清

酪農学園大学獣医学部教授

にしぎき
西崎

かんじ
完治

岡山県農業共済組合連合会家畜課長

◎は、座長